

## 1 大気汚染防止法の主な改正内容

(赤色下線部が改正事項)

### 事前調査

- 調査方法：調査対象を拡大(レベル3)、調査方法を明確化(設計図書など及び目視で調査し、使用の有無が明らかにならなかった場合は分析(含有とみなす場合は分析不要))、資格者※1が実施
- 事前調査結果の掲示等：調査結果の掲示、発注者への説明・説明書類の保存、調査記録の保存・現場への備え付け
- 事前調査結果の報告：一定規模以上の工事(80㎡以上の解体、100万円以上の改修)を対象、電子システムで報告(環)環境対策課で内容確認

レベル1建材	レベル2建材	レベル3建材		
吹付け石綿	石綿含有断熱材等	けい酸カルシウム板第1種(破碎時)	仕上塗材(電動工具での除去時)	その他
				

### 工事開始前の届出

- 実施届の提出(届出者:発注者)

### 作業方法(共通)

[作業基準(共通・建材別)遵守対象者として元請業者のほかに下請負人を追加]

- 作業方法等の掲示(レベル3まで拡大) ■作業計画の作成
- 作業記録の作成・保存 ■資格者※3による完了確認

### 作業方法(建材別)

- 【レベル1建材】【レベル2建材】
- 湿潤化
- 作業場所の隔離、集じん・排気装置使用又は同等措置
- 前室設置
- 作業初日(作業前)の集じん・排気装置の稼働確認
- 作業前・作業中断時の負圧点検
- 集じん・排気装置の初回時・変更時の排気口での漏えい点検
- 隔離解除前の清掃・飛散確認

### 作業方法(建材別)

- 【けい酸カルシウム板第1種(破碎時)】
- 【仕上塗材(電動工具での除去時)】
- 湿潤化
- 作業場所の養生(負圧不要)
- 養生撤去前の清掃

違反には直接罰

### 作業方法(建材別)

- 【成形板等(けい酸カルシウム板第1種の破碎時以外)】
- 切断、破碎等によらない方法での除去又は湿潤化
- 作業後の清掃
- 【仕上塗材(電動工具での除去時以外)】
- 湿潤化
- 作業後の清掃

### 作業結果の報告等

- 作業結果の発注者への報告・報告書類保存

## 2 石綿障害予防規則の主な改正内容

(赤色下線部が改正事項)

### 事前調査

- 調査方法：調査方法を明確化(設計図書など及び目視で調査し、使用の有無が明らかにならなかった場合は分析(含有とみなす場合は分析不要))、資格者※1※2が実施
- 事前調査結果の掲示等：調査結果の掲示、調査記録の保存・現場への備え付け
- 事前調査結果の報告：一定規模以上(大防法と同規模)を対象、電子システムで報告(所轄の労働基準監督署で内容確認)

レベル1建材	レベル2建材	レベル3建材		
吹付け石綿	石綿含有断熱材等	けい酸カルシウム板第1種(破碎時)	仕上塗材(電動工具での除去時)	その他

### 工事開始前の届出

- 計画届の提出(レベル2まで拡大)

### 作業方法(共通)

- 作業計画の作成 ■マスク等の使用 ■石綿作業主任者の選任
- 作業者に対する特別教育 ■健康診断 ■作業記録の作成・保存

### 作業方法(建材別)

- 【レベル1建材】【レベル2建材】
- 湿潤化又は除じん性能を有する電動工具の使用
- 作業場所の隔離、集じん・排気装置使用又は同等措置
- 前室設置
- 作業前・作業中断時の負圧点検
- 集じん・排気装置の初回時・変更時の排気口での漏えい点検
- 隔離解除前の資格者※3による完了確認

### 作業方法(建材別)

- 【けい酸カルシウム板第1種(破碎時)】
- 【仕上塗材(電動工具での除去時)】
- 常時の湿潤化
- 作業場所の養生(負圧不要)

### 作業方法(建材別)

- 【成形板等(けい酸カルシウム板第1種の破碎時以外)】
- 切断、破碎等によらない方法での除去又は湿潤化又は除じん性能付き電動工具の使用
- 【仕上塗材(電動工具での除去時以外)】
- 湿潤化又は除じん性能付き電動工具の使用

※1:【建築物の調査資格】特定建築物石綿含有建材調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、日本アスベスト調査診断協会に登録された者 【戸建て等の調査資格】一戸建て等石綿含有建材調査者

※2:【分析の調査資格】分析調査者講習修了者等

※3:【完了確認の資格】石綿作業主任者、建築物・戸建て等の調査資格者(建築物に限る)

### 3 施行日

#### (1) 大気汚染防止法

規制内容	令和2年 6月 10月	令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 10月
特定建築材料以外の石綿含有建材への規制	周知	令和3年4月施行		
事前調査の信頼性確保	事前調査の方法の法定化	周知		
	一定の知見を有する者による事前調査の実施	周知、者の育成		令和5年10月施行
	事前調査結果の記録の作成、保存	周知	令和3年4月施行	
	事前調査結果の控えの現場への備え置き	周知	令和3年4月施行	
事前調査結果概要の都道府県等への報告	周知、システム整備		令和4年4月施行	
隔離をとまなう作業での石綿漏えいの有無の確認	周知	令和3年4月施行		
適切に行われたことの確認	知識を有する者による取り残しの有無の確認	周知		
	作業の記録	周知		
	適切に行われたことの確認、確認結果の記録・保存	周知		
	作業結果の発注者への書面での報告、記録	周知		
直接罰の適用	周知			
罰則の対象の拡大	周知			



### 4 今後の予定

#### (1) 環境省マニュアルの改定

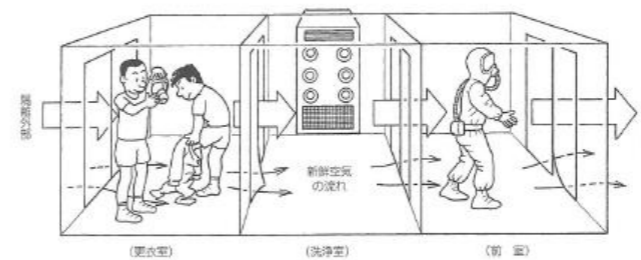
- アスベストに関する基礎知識のほか、大気汚染防止法や建築物の解体等工事における適正な飛散防止対策について解説する「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」が改定され、具体的な作業方法等について示される予定(令和2年度中)。

#### (2) 市条例の改正

- 札幌市生活環境の確保に関する条例ではレベル1・2の除去等作業について、札幌市独自の作業基準を上乗せしている。
- 上乗せしている作業基準の遵守義務の対象者に下請負人を加えるなど大気汚染防止法の改正に伴う規定整備及び文言整理等を行う予定。

##### (作業基準の例)

- 作業場出入口を3室構造(更衣室・洗浄室・前室)とすること
- 作業場周辺及び作業場内部の気中アスベスト濃度を測定すること
- アスベスト処理を厳重化(厚さ0.15mm以上のプラ袋で二重こん包等)すること



(① 3室構造)



(② 気中濃度測定)



(③ 処理の厳重化)

#### (2) 石綿障害予防規則

	令和2年度 7月 10月	令和3年度 4月	令和4年度 4月	令和5年度 4月 10月
事前調査方法の明確化	周知	令和3年4月施行		
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用	周知	令和3年4月施行		
事前調査・分析調査を行う者の要件新設	周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成(全国的な講習の実施)			令和5年10月施行
事前調査及び分析調査結果の記録等	周知	令和3年4月施行		
計画届の対象拡大	周知	令和3年4月施行		
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設	周知、電子届出システムの開発		令和4年4月施行	
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化	周知	令和3年4月施行		
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設	周知	令和2年10月施行		
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設	周知	令和3年4月施行		
石綿含有成形品に対する措置の強化(切断等の原則禁止)	周知	令和3年4月施行		
労働者ごとの作業の記録項目の追加	周知	令和3年4月施行		
作業実施状況の写真等による記録の義務化	周知	令和3年4月施行		
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮	周知	令和3年4月施行		

#### (3) 市マニュアルの改定

- アスベスト除去等工事の実施時に留意すべき事項を整理した「札幌市特定粉じん排出等作業における飛散防止対策マニュアル(事業者向け)」を改定する予定(令和2年度中)。

